よくある問い合わせ

質問事項	山形県外に所在する事業所であるため、山形県税の納税義務はないが、県税
1	の納税証明は必要か。
回答	山形県税の納税義務のない事業所であっても、山形県税の未納が無いことを
	証明する書類は必要です。
	納税証明書は、各総合支庁において発行が可能です。
	各総合支庁納税課管理担当窓口にて手続きいただくか、郵送での対応も可能
	ですので、詳しくは山形県ホームページをご確認ください。
	◆納税証明申請書のページ
	ホーム > くらし・環境 > 税 > 県税様式 (申請書等) > 県税様式 (納税) >
	納税証明請求書
	https://www.pref.yamagata.jp/020007/youshiki/nouzei/nouzeishoumei.html

質問事項2	「様式第2号 事業者概要書」に添付する役員名簿には各役員の住所は必要か。
回 答	各役員の住所の記載は必要ありません。

質問事項3	法人の履歴事項全部証明書に「役員名簿」「定款又は寄付行為」も含まれて
	いる場合、改めての提出は必要か。
回 答	法人の履歴事項全部証明書で確認できる場合、改めての提出は不要です。